

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件業務の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社(私)は、本件業務の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。

2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。

〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕

3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕

4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。

5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

6 社会保険等加入業者であること。

〔※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険を言います。加入の義務がない場合は除きます。〕

7 本件業務が技術者を専任で配置しなければならない場合、専任で配置できる技術者を有していること。

8 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも(その時点では細部にわたる資格確認はしていません)、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり業務番号**自保セ9－8**の森林整備業務について条件付き一般競争入札を行います。

本件は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数あった場合、試行として、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して入札参加資格の審査を行いますので、ご了承下さい。

なお、本業務は「森林整備」に係る業務です。入札書の提出の際、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付してください。

令和8年9月15日

神奈川県自然環境保全センター所長 大貫 信近

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各業務に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該業務に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 2年以内に電子交換所の停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- オ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 業務別事項

「業務別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「業務別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」（以下「かながわ電子入札共同システム」という。）により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

（※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、入札担当部署に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがあります。）

（※ ICカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取り消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。）

3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算

して6日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（8月11日から8月16日まで）・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。）に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

（様式集）(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

5 入札書の提出

(1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「業務別発注概要書」に記載した期間に提出してください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

(3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

(4) 入札書の提出の際、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付してください。

内訳書の様式は配布しますので、必ず配布された様式を使用してください。（内訳書中、法定福利費については入札時に記載しなくても失格にはなりません。また、契約後に法定福利費を記載した内訳書の提出が必要な業務であっても、入札時に法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には再度提出する必要はありません。）また、発注者からの要請があったときは、その指示に従ってください。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします（注）。落札候補者に対してはファックス等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照下さい。

（注）最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで）、「本工事費内訳書」（業務費内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日を除く。）の17:00までに次の書類を入札担当部署あてにファックス又は持参してください。

(1) 配置技術者を確認できる次の書類

ア 技術者の資格を証明する書類（身分証明書、受講修了書の写し等）

イ 技術者を雇用していることを証する書類（雇用契約書の写し等）

※競争参加資格で求める配置技術者等の配置要件は、業務着手日以降に適用するものとして、開札後、落札候

補者となった入札者について審査します。

(2) 現場代理人を確認できる次の書類

技術者を雇用していることを証する書類（雇用契約書の写し等）

※競争参加資格で求める現場代理人の配置要件は、業務着手日以降に適用するものとして、開札後、落札候補者となった入札者について審査します。

(3) 退職一時金制度を導入している者、又は中小企業退職金共済法に基づく林業退職金共済契約若しくは建設業退職金共済契約等、若しくはこれらと同等以上の退職金共済契約を締結している者は、その確認ができる書類。（共済契約者証の写し等）

(4) 「林業・木材製造業労働災害防止協会」、又は「建設業労働災害防止協会」に加入していることを証する書類の写し等

(5) その他「業務別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（閉庁日を除く。）以内に苦情申立書を入札担当部署に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日を除く。）以内に再苦情申立書を入札担当部署に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を（仮）契約締結と同時に納付するものとします（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。）。ただし、神奈川県債券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

11 その他

(1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ その他入札に関する条件に違反した入札

エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

オ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備（会社名の記載がない場合も含む）があると判断された場合の入札

(5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(6) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(7) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(8) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規程により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明

した場合には、入札を無効とすることがあります。

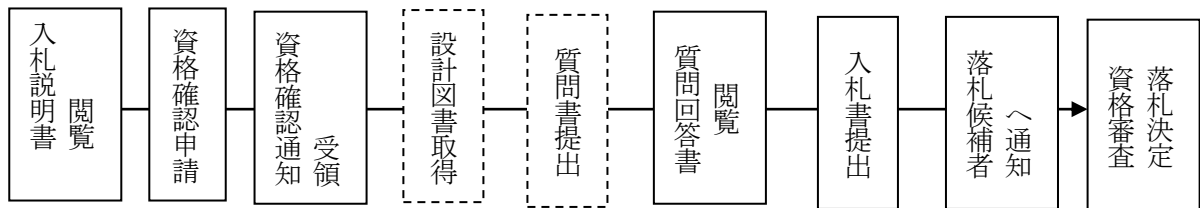
- (9) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、入札担当部署にお問い合わせください。
- (10) 県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約にかかる処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し（本見積合せの結果）契約する場合に取り交わす契約書には次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第●条 発注者（又は神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者（又は神奈川県知事）は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力

- (11) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

1 2 手続きの流れ（設計図書取得方法により修正）



業務別発注概要書

業務番号		自保セ 9－8
業 務 名		令和 8 年度県営林造林業務 (4160)
業務場所		足柄下郡箱根町宮城野地内
業務概要		吊るし切り 29 本
完成期限		契約日から 110 日
最低制限価格		設定する。 最低制限価格率については、「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」の「最低制限価格率 (%) 算出の具体式」の【土木工事等】を用いることとします。 必ず次の県のホームページで詳細をご確認ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html
競争参加資格	登録業種	森林整備業務の請負 (育林)
	知事が認定した等級格付及び所在地	神奈川県競争入札参加資格審査において営業種目として「森林整備業務の請負」の「A」又は「B」の等級に区分されている者で、「神奈川県」に本店を有する者であること。
	配置技術者	入札参加資格申請日以前に直接的な雇用関係にあり、次のいずれかの技術資格を有している者を、主任技術者として配置できること。 ・ 技術士 (森林部門) ・ 林業技士 ・ 流域森林管理士 ・ 林業作業士 (平成 14～19 年度に神奈川県林業労働力確保支援センター長が認定した資格) ・ フォレストワーカー
	現場代理人	<u>現場代理人は発注者が特に認める場合を除き現場に常駐するものとし、入札参加資格申請日以前に直接的な雇用関係にあり、現に他の業務の現場代理人又は主任技術者でない者を、現場代理人として配置できること。</u>
	労働福祉	退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者、又は中小企業退職金共済法に基づく林業退職金共済契約若しくは建設業退職金共済契約等、若しくはこれらと同等以上の退職金共済契約を締結していること。
	労働安全	「林業・木材製造業労働災害防止協会」、又は「建設業労働災害防止協会」に加入していること。
	業務実績	神奈川県が発注した森林整備業務において、令和 7 年度から令和 8 年度の間に、次のいずれの業務実績にも該当していないこと。 ・ 受注者の責めに帰すべき契約解除 ・ 粗雑工事 (評定点 5 5 点未満) ・ 所属長による業務改善指示書を 2 回以上交付されたもの
事後審査		あり
事後審査提出書類		1 本工事内訳書、明細書 2 配置技術者を確認できる書類 - ア 技術者の資格を証明する書類 (身分証明書等) - イ 技術者を雇用していることを証する書類 (雇用契約書、健康保険証等の写し) 3 「現場代理人」の項目に記載している技術者を雇用していることを証する書類 4 「労働福祉」の項目に記載している退職金制度加入を証明する書類 5 「労働安全」の項目に記載している労働災害防止協会に加入していることを証明する書類

競争参加資格確認申請 期限及び通知日	申請期限 令和8年9月17日（17時00分）まで 「かながわ電子入札共同システム」により申請してください。 ※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。 ※ 参加資格に関する問合せは電話で行ってください。 ※ 代表者等の IC カードの登録内容が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の IC カードを使用して入札に参加するなど、IC カードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取り消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。 詳細は、次の県のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。 http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html ※ 代表者の変更に伴う IC カードの更新手続き中など、電子入札共同システムの利用ができない場合には、入札担当部署に電話でお問合せください。
	確認通知日 令和8年9月28日（17時00分）まで ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。
設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等	本公告とともに添付します。 ※ 設計図書等のファイルには、パスワードが設定されています。パスワードは、競争参加資格確認通知書により通知します。 ※ 設計図書等のファイルの公開は入札書提出期限日（20時00分）まで行いますので、それまでに保存（ダウンロード等）してください。 ※ なお、配布した設計図書等を本入札以外の目的で使用することを禁止します。
設計図書に関する 質問及び回答	質問期限内に下記のアドレスにメールしてください。 （「かながわ電子入札共同システム」ではありません。） ※ メールの「件名」には業務番号（又は業務名）を記載してください。 ※ 質問文面には業務番号（又は業務名）及び質問者名・連絡先（電話）を書き添えてください。 ※ 質問文面には社名を記さないでください。 メールアドレス sizenkankyo.asigara@pref.kanagawa.lg.jp 電 話 0465－83－5111（足柄出張所）
	質問期限 令和8年9月30日(17時00分)まで ※ 2回目の質問期間は設けていません。 回 答 日 令和8年10月6日まで 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。 ※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。 ※ 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供しますので、質問しなかった方も必ず確認してください。

入札書の提出期間	令和8年10月9日(8時30分～20時00分)及び 令和8年10月13日(8時30分～17時00分) (入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。)
開札予定日	令和8年10月14日 9時00分 ※開札時間は、多少前後します。 落札候補者にはファックス(等)で連絡しますので、都合の良い時間に確認してください。(なお、保留通知は全員にいきますのでご承知おきください。) ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。 ※ くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。 (なお、開札状況(第3順位までの金額)は「かながわ電子入札共同システム」の入札状況一覧からご覧いただけます。)
疑義等申立期間	本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に(閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで)、工事費内訳書等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。(必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。)求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。 ただし、入札が不調となった場合は、疑義等申立制度の対象としません。
支払条件	(1) 前金払 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の30以内の前金払を行います。 (2) 部分払 出来高に応じて支払います。部分払いの回数は、1回以内とします。
その他	原則として、社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。一次下請負業者が社会保険等に参加していることが確認できない場合は、ペナルティ措置の対象となります。詳細は、次の県のホームページをご確認ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html 本件は、契約後に法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求める業務です。 入札時に入札金額に含まれる法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には、契約後の提出を省略することができます。
入札担当部署	神奈川県自然環境保全センター 管理課 電話 046-248-0323 ファックス 046-248-2560 メールアドレス sizenkankyo.1644.kanrika@pref.kanagawa.lg.jp
電子入札操作に関する 問い合わせ先	コールセンター (平日9時00分～17時00分) 0120-921-182

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル） 抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ①抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。

（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）

- ②くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 = $n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 = $2 + 1 = 3$

- ③「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝^注落札者」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。

第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。

なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。

- 3 第 1 順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。

- 4 第 1 順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第 2 順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3 と 4 を繰り返します。

なお、第 2 順位以降の落札候補者が落札者となった場合、電子入札システムでの以後の手続きが行えなくなるため、落札決定通知等はファックス（等）で送付しますので、ご了承下さい。